

令和6年度答申第18号
令和6年7月9日

諮問番号 令和6年度諮問第14号（令和6年6月6日諮問）
審査庁 特許庁長官
事件名 実用新案登録料等追納手続却下処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、実用新案法（昭和34年法律第123号）33条4項の規定により消滅したものとみなされた実用新案登録第a号の実用新案権（以下「本件実用新案権」という。）の原実用新案権者である審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、登録料を追納することができる期間内に第4年分の登録料及び割増登録料を納付することができなかつたことについて正当な理由があると主張して、本件実用新案権について納付年分を第4年分とする登録料及び割増登録料を追納する手続（以下「本件追納手続」という。）をしたところ、特許庁長官（以下「処分庁」又は「審査庁」という。）が、正当な理由があるとはいえないとして、同法2条の5第2項で準用する特許法（昭和34年法律第121号）18条の2第1項本文の規定に基づき、本件追納手続を却下する処分（以下「本件却下処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として、審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め

(1) 登録料の納付

実用新案法 3 1 条 1 項は、実用新案権者は、登録料として、実用新案権の設定の登録の日から存続期間満了の日までの各年について、所定の額を納付しなければならない旨規定し、同法 3 2 条 2 項は、第 4 年以後の各年分の登録料は、前年以前（以下「納付期間」という。）に納付しなければならない旨規定する。

(2) 登録料の追納及びこれをしない場合の登録料の消滅擬制

実用新案法 3 3 条 1 項は、実用新案権者は、納付期間内に登録料を納付することができないときは、納付期間が経過した後であっても、その期間の経過後 6 月以内（以下「追納期間」という。）にその登録料を追納することができる旨規定し、同条 2 項は、前項の規定により登録料を追納する実用新案権者は、同法 3 1 条 1 項の規定により納付すべき登録料のほか、その登録料と同額の割増登録料を納付しなければならない旨規定する。

そして、同法 3 3 条 4 項は、実用新案権者が追納期間内に登録料及び同条 2 項の割増登録料（以下「登録料等」という。）を納付しないときは、その実用新案権は、納付期間の経過の時に遡って消滅したものとみなす旨規定する。

(3) 追納期間経過後の追納及びこれによる実用新案権の回復

実用新案法 3 3 条の 2 第 1 項（令和 3 年法律第 4 2 号による改正前のもの。以下同じ。）は、同法 3 3 条 4 項の規定により消滅したものとみなされた実用新案権の原実用新案権者は、追納期間内に登録料等を納付することができなかつたことについて正当な理由があるときは、その理由がなくなった日から 2 月以内でその期間の経過後 1 年以内に限り、登録料等を追納することができる旨規定する。

そして、同法 3 3 条の 2 第 2 項は、この追納があったときは、その実用新案権は、納付期間の経過の時に遡って存続していたものとみなす旨規定する。

(4) 不適法な手続の却下

実用新案法 2 条の 5 第 2 項で準用する特許法 1 8 条の 2 第 1 項本文は、特許庁長官は、不適法な手続であつて、その補正をすることができないものについては、その手続を却下するものとする旨規定し、同条 2 項は、前項の規定により却下しようとするときは、手続をした者に対し、その理由を通知し、相当の期間を指定して、弁明を記載した書面を提出する機会を

与えなければならない旨規定する。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、平成30年11月19日、処分庁に対し、考案の名称を「A」とする実用新案登録出願（実願b）をし、平成31年1月9日、当該出願に係る実用新案権（本件実用新案権）の設定の登録がされた。

（実用新案登録原簿）

- (2) 審査請求人は、本件実用新案権の第4年分の登録料をその納付期間（令和4年1月11日が末日となる。以下「本件納付期間」という。なお、本来の納付期間の末日である同月9日及び10日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）1条1項各号に掲げる日に当たるため、実用新案法2条の5第1項で準用する特許法3条2項の規定により、本件納付期間の末日は同月11日となる。）内に納付せず、さらに、その追納期間（同年7月11日が末日となる。以下「本件追納期間」という。）内に本件に係る登録料等（以下「本件登録料等」という。）を納付しなかった（以下このことを「本件追納期間徒過」という。）ため、本件実用新案権は本件納付期間の経過の時に遡って消滅したものとみなされた。

（却下理由通知書）

- (3) 審査請求人は、令和4年8月29日、処分庁に対し、本件実用新案権について、納付年分を第4年分とする実用新案登録料納付書（以下「本件納付書」という。）を提出して、本件追納手続をするとともに、消滅したものとみなされた本件実用新案権に関し、本件追納期間徒過について正当な理由があるとして、実用新案法施行規則（昭和35年通商産業省令第11号。令和3年経済産業省令第72号による改正前のもの。）21条の4所定の回復理由書を提出した。

（本件納付書、回復理由書）

- (4) 審査請求人は、令和4年12月26日、処分庁に対し、代理権を証明する書面の添付が漏れていたため提出する旨の上申書とともに、本件実用新案権に関する一切の件をB氏（以下「本件代理人」という。）に委任した旨の令和3年4月1日付けの委任状を提出した。

（上申書、委任状）

- (5) 処分庁は、令和5年1月20日付けで、審査請求人に対し、却下理由を通知し、審査請求人は、同年2月6日付けで、処分庁に対し、特許法18

条の2第2項の弁明書を提出した。

処分庁は、上記弁明書の内容を検討した上、同年7月5日付けで、審査請求人に対し、再度却下理由を通知し、審査請求人は、同月25日付けで、処分庁に対し、再度特許法18条の2第2項の弁明書を提出した。

(却下理由通知書(令和5年1月20日付け)、却下理由通知書(令和5年7月5日付け)、特許法18条の2第2項の弁明書(令和5年2月6日付け)、特許法18条の2第2項の弁明書(令和5年7月25日付け))

- (6) 処分庁は、令和5年11月27日付けで、審査請求人に対し、本件追納期間徒過について正当な理由があるとはいえないから、本件追納手続は実用新案法33条の2第1項の要件を満たしていないとして、本件却下処分をした。

(却下理由通知書、手続却下の処分)

- (7) 審査請求人は、令和5年12月13日、審査庁に対し、本件却下処分を不服として本件審査請求をした。

(審査請求書)

- (8) 審査庁は、令和6年6月6日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

3 審査請求人の主張の要旨

- (1) 処分庁のホームページでは、「新型コロナウイルス感染症により影響を受けた手続における「その責めに帰することができない理由」、「正当な理由」、「故意によるものでないこと」による救済について」という記事(以下「本件記事」という。)が公表されている。本件記事には、「5. 救済の判断」において、「手続をすることができなかった手続の期限の末日が令和5年5月8日(月曜日)以前の場合は、新型コロナウイルス感染症のまん延の影響を受けたとは考えにくい場合等を除き、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた旨が記載されている場合は、救済を認めることとします。」と記載されている。

- (2) 本件代理人は、新型コロナウイルス感染症にはり患していないが、同感染症のまん延の影響を受け、徐々に心身のバランスを欠き、うつ症状を自覚するようになったため、令和3年1月25日に精神科を受診し、うつ病と診断された。

よって、新型コロナウイルス感染症のまん延の影響を受けてうつ病を発

症した結果、本件納付手続を行うことができず、本件追納期間徒過が生じたのであるから、本件記事に従い、本件追納期間徒過について、実用新案法33条の2第1項の「正当な理由」が認められるべきであり、本件却下処分取消しの裁決を求める。

第2 諮問に係る審査庁の判断

審査庁は、審理員の判断は妥当であるとしているところ、審理員の意見の概要は、以下のとおりである。

1 「正当な理由」について

実用新案法33条の2第1項の「正当な理由」は、特許法184条の4第4項と同様に、いずれも第三者の監視負担に配慮しつつ実効的な救済を確保できる要件として、特許法条約12条の「Due Care」（相当な注意）基準を採用したものであることを考慮すると、実用新案法33条の2第1項の「正当な理由」があるときとは、特段の事情のない限り、実用新案権者（代理人を含む。）として、相当な注意を尽くしていたにもかかわらず、客観的にみて追納期間内に登録料等を納付することができなかつたときをいうものと解するのが相当である（知財高裁平成29年3月7日判決（平成28年（行コ）第10002号））。

そして、相当な注意を尽くしたか否かを判断するに当たっては、本件記事にあるように新型コロナウイルス感染症まん延の影響を受けたとは考えにくいかどうかを踏まえ、追納期間の徒過が実用新案権の消滅擬制という極めて重大な結果を生じさせるものであることに照らし、追納期間の徒過を回避するために必要かつ十分な措置が採られたか否かが検討されなければならない。なお、「正当な理由」の存在の主張立証責任は、審査請求人にあると解される。

2 本件追納期間徒過における「正当な理由」の有無

(1) 審査請求人の主張を踏まえ、一件記録を精査しても、本件代理人が新型コロナウイルス感染症のまん延の影響を受けてうつ病を発症したことを認めるに足りる証拠はない。また、仮に本件代理人が新型コロナウイルス感染症のまん延の影響でうつ病を発症したとしても、本件追納期間徒過の発生がうつ病の影響によるものであることを認めるに足りる証拠はない。したがって、本件追納期間徒過が新型コロナウイルス感染症のまん延の影響によるものであるとは認められない。

(2) 本件代理人は、令和3年1月25日にうつ病と診断されたことが認めら

れるが、本件追納期間内に本件登録料等の納付ができないほどの病状にあったと認めるに足りる証拠はなく、本件追納期間徒過について、代理人として相当な注意を尽くしていたとは認められない。

なお、本件代理人がうつ病と診断された時点から本件追納期限の末日である令和4年7月11日まで約1年半弱の期間があり、その間、本件代理人は治療を継続していたことが認められる。原実用新案権者である審査請求人と本件代理人は住所及び姓が同一であり、同居していると推認される。ところ、かかる処分庁の指摘に対し審査請求人もこれを否定するものではないことを踏まえると、本件代理人の病状については、原実用新案権者である審査請求人が十分に認識していたか、少なくともこれらを極めて容易に認識できる状況にあったといえる。そして、原実用新案権者である審査請求人が本件代理人の病状を認識していれば、その病状によっては、本件追納期間徒過の発生を十分に予見できたものといえ、原実用新案権者としては、他の代理人を選任するなり、自らが対応するなどの措置を講じる必要があったというべきである。しかしながら、原実用新案権者である審査請求人がこれらの措置を講じたことは認められない。

- (3) したがって、本件追納期間徒過について、新型コロナウイルス感染症のまん延の影響を受けたとは認められず、審査請求人（本件代理人を含む。）においては、追納期間の徒過による実用新案権の消滅擬制という極めて重大な結果を回避するために必要かつ十分な措置が採られたとはいえず、相当な注意を尽くしていたということとはできない。
- 3 その他、審査請求人の主張立証を精査しても、本件追納期間徒過について、実用新案権者（本件代理人を含む。）として、相当な注意を尽くしていたにもかかわらず、客観的にみて本件追納期間内に本件登録料等を納付することができなかつたとは認められず、特段の事情があったということもできない。
- 4 よって、本件追納期間徒過について、実用新案法33条の2第1項所定の「正当な理由」があるということとはできず、本件追納手続は、同項に規定する要件を満たしておらず、同項の適用はなく、不適法な手続であって、その補正をすることができないものであるから、実用新案法2条の5第2項で準用する特許法18条の2第1項の規定に基づき、これを却下した本件却下処分は適法である。

その他、一件記録を精査しても、本件却下処分の適法性及び妥当性に疑義を差し挟む事情は見当たらない。

以上のことから、本件却下処分は適法かつ妥当であり、本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定により、棄却するのが相当である。

第3 当審査会の判断

当審査会は、令和6年6月6日、審査庁から諮問を受け、同年7月4日、調査審議をした。

また、審査庁から、令和6年6月18日及び同年7月3日、主張書面及び資料の提出を受けた。

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

一件記録によれば、本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件却下処分の適法性及び妥当性について

- (1) 本件では、本件追納期間徒過に係る実用新案法33条の2第1項所定の「正当な理由」の有無が争点であるが、「正当な理由」があるときとは、知的財産高等裁判所平成30年5月14日判決（平成29年（行コ）第10004号）によれば、特段の事情のない限り、原特許権者（その特許料の納付管理又は納付手続を受託した者を含む。）において、一般に求められる相当な注意を尽くしてもなお避けることができないと認められる客観的な事情により、追納期間内に特許料等を納付することができなかつた場合をいうものと解するのが相当であると判示されており、原実用新案権者についても同様に解するのが相当である。

この知財高裁判決で示された判断の枠組みは、原実用新案権者や代理人として、追納期間内に登録料等を納付するために相当な注意を尽くす必要があることを前提とし、追納期間内に納付することができなかつた事情を客観的に明らかにすることを求めているものとして妥当であると考えられるが、期間徒過の救済規定を見直して権利回復要件を緩和する特許法等の一部を改正する法律（令和3年法律第42号）の施行等、同規定を巡る昨今の環境変化を踏まえれば、上記判決を柔軟に理解して「正当な理由」の有無を判断することが必要である。上記の客観的な立証が困難である場合には、原実用新案権者（又はその代理人）の立場や規模、その体制等に照らし、合理的に求められる注意義務を基準として、「正当な理由」の存否を推認するなど、柔軟に対応することが考えられる。

以下、このような考えに基づき検討する。

(2) 本件追納期間徒過に至る経緯及び追納期間徒過後の経緯は、回復理由書及び特許法18条の2第2項の弁明書によれば、以下のとおりである。

ア 本件代理人は、本件納付期間の末日である令和4年1月11日より前の令和3年1月25日に精神科を受診し、うつ病と診断され、投薬治療を受け始めた。

イ 審査請求人は、令和3年4月1日に本件実用新案権に関する一切の件を本件代理人に委任した。

ウ 本件納付期間の末日である令和4年1月11日までに第4年分の登録料は納付されず、本件追納期間の末日である同年7月11日までに本件登録料等の納付がされなかったことから、本件実用新案権は、本件納付期間の経過の時に遡って消滅したものとみなされた。

エ 本件代理人は、令和4年8月頃より症状の改善を自覚したため、同月25日に、処分庁に対し、電話で本件登録料等の追納手続及び実用新案権の回復に係る手続について問合せをし、同月26日付けで、本件納付書を提出するとともに本件登録料等1万2800円を納付した。

(3) 本件追納期間徒過について、審査請求人は、新型コロナウイルス感染症のまん延の影響により本件代理人がうつ病を発症したことにより、本件登録料等の納付ができずに生じたものであり、本件記事にあるとおり「正当な理由」がある旨主張する。

しかし、令和5年2月3日付けの本件代理人に係る診断書（以下「本件診断書」という。）をみても、本件代理人のうつ病の症状が、本件追納期間内に本件登録料等を納付することが困難なほど重症であったとまでは認められず、そのほかに本件代理人が本件追納期間徒過を回避するための措置を講じていたともうかがわれないことから、本件代理人が本件追納期間徒過を回避するために相当な注意を尽くしていたとも、合理的に求められる注意義務を果たしていたともいえない。

また、審査請求人は、本件代理人と住所が同一であることから、本件代理人と同居しているものと推認されるところ、本件代理人は審査請求人から本件実用新案権に係る手続の委任を受ける前にうつ病と診断されていることから、審査請求人は、本件代理人がうつ病にり患し、投薬治療を受けていることを認識していたと考えられる。そうすると、本来的に本件登録料等の納付義務を負う審査請求人は、仮に、本件代理人において本件追納手続を行える状況でなかったとしても、このことを容易に認識可能であっ

た（又は認識すべきであった）のであるから、自ら本件追納期間徒過を回避すべく、登録料の納付又は追納手続をするか、別の代理人を選任するなどの措置を講じることが可能であったにもかかわらず、これを行うことなく、本件追納期間徒過を招いたのであるから、審査請求人においても、本件追納期間徒過を回避するために相当な注意を尽くしたとも、合理的に求められる注意義務を果たしていたともいえないことは明らかである。

さらに、本件診断書をみても、本件代理人のうつ病が新型コロナウイルス感染症のまん延の影響によるものである旨の記載はなく、一件記録をみても、本件代理人のうつ病の発症が新型コロナウイルス感染症のまん延の影響によるものであると認められる資料はない。

したがって、本件追納期間徒過について、実用新案法33条の2第1項所定の「正当な理由」があるとはいえない。

- (4) 以上によれば、本件追納手続は、実用新案法33条の2第1項に規定する要件を満たしておらず、同項は適用されないから、本件実用新案権は、同法33条4項により納付期間の経過のときに遡って消滅したものとみなされることに変わりはなく、本件追納手続は、客体のない実用新案権についてされた不適法な手続であってその補正をすることができない。

したがって、本件却下処分に違法又は不当な点は認められない。

- (5) 本件却下処分のお知らせには、注意書きとして「なお、過誤納の登録料12,800円は、納付した者の請求により返還します。ただし、却下の処分の謄本の送達があった日から6月を経過した後は請求することができません。」と記載されている。

過誤納の登録料の返還については、実用新案法上、①納付した日から1年を経過した後は請求することができない（34条2項）が、②請求する者がその責めに帰することができない理由により上記期間内にその請求をすることができないときは、その理由がなくなった日から14日（在外者にあつては2月）以内でその期間の経過後6月以内にその請求をすることができる（同条3項）。本件追納手続についてみると、審査請求人が本件追納手続により登録料を納付し、本件納付書を提出したのは令和4年8月26日付けであり、本件却下処分の通知書（令和5年11月27日付け）によって請求により返還する旨を示したときには、納付の日から既に1年以上経過していることになる。そうすると、実用新案法の規定の文言によれば、同法34条3項に該当しない限り、同法34条2項に

より返還を請求することはできないのは明らかである。しかし、上記の通知書の記載をみると、本件却下処分 of 謄本の送達があった日から6月以内であれば請求することができるかと解され、過誤納の登録料の返還に係る実用新案法の関係規定とは異なる取扱いをしている。

そこで、当該通知書の注意書きが実用新案法の規定と整合しない理由について、審査庁を通じて処分庁に照会したところ、本件却下処分における登録料を返還する旨及び返還請求期間の記載については、方式審査便覧07.15「1. (5)」を根拠としており、同便覧において、返還請求期間については「納付日から1年以内」又は「却下処分の謄本の送達が納付日から6月経過後にあったときは、却下処分の謄本の送達があった日から6月以内」の旨を定め運用している。そして、本件却下処分は同便覧に記載の「却下処分の謄本の送達が納付日から6月経過後にあったとき」に該当し、「却下処分の謄本の送達があった日から6月以内」であれば返還可能であると判断し、本件却下処分の通知書の注意書きのとおり記載を行ったとのことであった。しかし、上記運用は、実用新案法の関係規定と異なることには変わりがなく、本件のように本件追納手続の適法性が争われている最中に、実用新案法34条2項の「納付した日から1年」が経過してしまったという事情があり、処分庁の取扱いは手続者に利する運用という観点から、仮に処分庁が現在の取扱いを相当であると考えているのであれば、当該取扱いが同法に根拠を有するものとなるよう検討する必要がある。

なお、これまで当審査会では、特許料の同様の取扱いについて付言等している（令和4年度答申第2号、第43号及び第56号、令和5年度答申第7号及び第72号）。令和5年度答申第72号においては、審査庁を通じて処分庁に上記付言等の対応状況を確認し、審査庁からは、特許法18条の2により却下された手続に係る特許料等は、過誤納の手数料等の返還規定（同法195条11項及び12項）を類推適用し、返還する運用をしており、現行の運用が利用者に広く浸透していることを鑑みると、法改正については、もはや立法事実があるとはいえない旨の回答を得ている。これを踏まえ、令和5年度答申第72号においては、処分庁の取扱いは手続者に利する運用であるとはいえず、法律と異なることには変わりがなく、既成事実化していることがそれを正当化する理由にはならず、処分庁は現行の取扱いを相当であると考えているようであるから、当該取扱いが速やかに特許法に根拠を有するものとなるよう、検討する必要がある旨言及して

いる。なお、審査庁を通じて処分庁に上記答申の対応状況を確認したところ、従前に慎重な検討を重ねた結果、現行の運用を維持することとしているとのことであった。

- (6) 本件審査請求書に添付されていた委任状は、第1の2(4)の原実用新案権の手続で提出された委任状(以下「原処分委任状」という。)の写しであった。原処分委任状には、本件実用新案権に関する一切の件を本件代理人に委任する旨記載されているが、本件審査請求についても本件代理人に委任されているのか明らかでないため、審査庁に照会したところ、本件実用新案権の手続における代理人と本件審査請求の代理人は同一人物であり、原処分委任状は審査請求書に添付されていたことから、審査請求人は本件審査請求についても本件代理人に委任する意思があったと解せること、また、原処分委任状に記載されている「実用新案登録第a号に関する一切の件」の「一切の件」に本件審査請求も含まれると解せることから、問題はないと回答があった。

しかし、原実用新案権の手続と本件審査請求の手続は別の手続であることに加えて、原処分委任状の作成日は、本件審査請求の日よりも2年8か月以上前の令和3年4月1日であり、審査請求人が本件審査請求についても本件代理人に委任していたかどうかは、必ずしも明らかでない。本来であれば、審査庁は、本件審査請求に当たり、審査請求人に対し原処分委任状とは別の委任状を求めるのが望ましい。なお、審査庁は、当審査会への諮問後に改めて審査請求人から本件審査請求を本件代理人に委任している旨電話で確認している。

3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第3部会

委	員	吉	開	正	治	郎
委	員	佐	脇	敦	子	
委	員	中	原	茂	樹	